

倉吉市長 広田 一恭 殿

要 望 書

日頃から古川沢地区の生活環境の改善並びに自治公民館活動の発展のためにご尽力賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり当地区は、これまで大雨による道路の冠水、住宅の床下浸水などの被害が頻繁に発生しており、特に令和3年7月豪雨では3日間に亘り道路が冠水して日常生活に甚大な影響を与えました。

倉吉市におかれましては、このような状況に対応するために、常設の排水ポンプ設置や緊急避難路整備を行って頂き、住民一同感謝をしている所ですが、排水ポンプの効果発現には未知数の部分も多々あると思っています（事例：令和5年8月台風7号豪雨災害でも市道が通行止めとなっている）。

以上より、引き続き**抜本的な排水対策**を講じて頂きますよう強く要望するものであります。

上記の内容を踏まえ、水害対応及び下記要望事項（過年度継続案件）につきまして、住民生活の安全・安心のため早期に対応して頂きますよう切にお願い申し上げます。

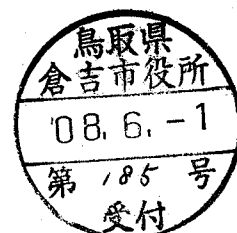
回答につきましては文書をもって 令和8年7月30日までにお願いいたします。

記

継続要望案件	1-1	大量の雨水による排水路への土砂流入防止対策について (令和4、5、6、7年度)
	1-2	除塵機の維持管理について(令和元、2、6、7年度)

令和8年6月1日

団体名 古川沢自治公民館
代表者名 館長 穀本 光雄
連絡先住所 倉吉市古川沢 289
電 話 0858-26-1080



1. 継続要望案件

1-1 大量の雨水による排水路への土砂流入防止対策について（令和4,5,6,7年度）

当該箇所の水田は、向山や市道和田東町井手畑線からの雨水が旧 JA ライスセンター付近から古川沢側にルートを変えた排水路に流入し、大雨の際には多量の碎石・雨水が地区内の排水路へと流れ込んでおり、処理に苦労しています。また、過年度（令和6年）は旧 JA ライスセンター横の水路復旧工事が行われ、豪雨時に雨水の流速が早くなり、下流土水路の法面部土砂が下流用排水路に流下し堆積した事案が発生しています。令和6年度に市道の北側に土砂溜め柵を施工して頂いていますが、一時的な対策のため抜本的な対策となっていません。

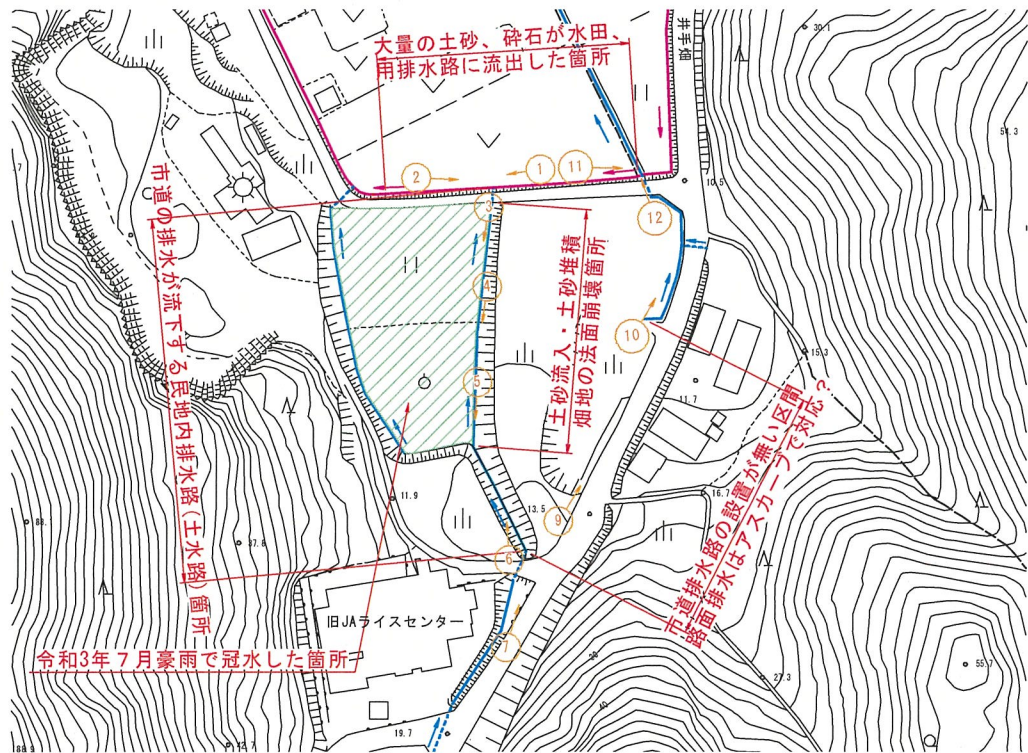
公函（次項参照）を調べたところ、耕作地内の排水路（土水路）は青線ではなく、当該土水路の東側に青線があることが判明しました。この青線境界内に排水路計画することが出来ないのかを検討し、早急に対策を講じて頂きたい（倉吉市として、公函調査を行い、実態を把握することが必要ではないかと思います）。

●倉吉市建設課からの回答

令和5年度	排水ルートを変更する場合、新たに流下量が増加するルートに影響を及ぼす可能性がありますので、 <u>どのような対策が有効か検討していきたい</u> と考えております。なお、排水路上流部の土砂溜めのたい積状況を確認し、必要に応じて土砂の撤去を計画します。
令和6年度	当該箇所の対策としては、旧 JA ライスセンター付近の排水路を市道和田井手畑線の東側の側溝に接続する方法など検討していますが、現時点で具体的な対策は未定です。引き続き <u>どのような対策が必要か検討していきたい</u> と考えております。
令和7年度	現況の排水系統及び <u>用地の状況から早期に抜本的な対策を実施することは困難です</u> 。このため当面の土砂対策として、令和6年度に耕作地内の排水路（土水路）の下流部に土砂溜め柵を設置しました。なお、市道北側の土砂溜め柵を含む用水路の日常的な土砂撤去は引き続き地元でお願いします。



要望箇所位置図



① 土砂、碎石が水田に流入した箇所



② 土砂、碎石が水田に流入した箇所



③ 耕作地冠水、土砂堆積した箇所



④ 耕作地冠水、土砂堆積した箇所



⑤ 耕作地法面が崩壊した箇所



⑥ 耕作地法面が崩壊した箇所



⑦ 旧 JA ライスセンター付近排水路箇所



⑧ 市道の排水路設置箇所



⑨ 市道排水路が設置されていない箇所



⑩ 市道排水路設置箇所



⑪ 既設用排水路状況



⑫ 既設排水路状況



1-2 除塵機の維持管理について（令和元、2、6、7年度）

平成31年、令和2年、令和6年、令和7年に下記の案件を要望書として提出している所であります。令和7年度に倉吉市、上北条土地改良区、古川沢で意見交換・協議を行いました。具体的な対策の方向性が検討されていませんので、再度要望します。

(1) 要望の経緯等

提出、回答等	年月日	内 容
要望書提出	平成31年4月26日	除塵機の管理について、北条水系土地改良区・倉吉市・上北条土地改良区の3社で締結されている協定書を見直し、古川沢住民の 負担軽減となるような対策 を講じて頂きたい。
市の回答	令和元年5月9日	除塵機の管理につきましては、電気料金及び修繕費用は倉吉市が行い、操作や清掃、ゴミ処理は、上北条土地改良区が行うこととして管理規定を締結しているものであります。従いまして、負担軽減につきましては上北条土地改良区と協議をして頂きますようお願いいたします。
上北条土地改良区に依頼	令和元年5月9日	除塵機の管理の見直しについて（依頼）文書提出（別紙資料1参照）
要望書提出	令和2年4月13日	除塵機の管理について、北条水系土地改良区・倉吉市・上北条土地改良区の3社で締結されている協定書を見直し、古川沢住民の 負担軽減となるような対策 を講じて頂きたい。
市の回答	令和2年5月27日	除塵機の管理について、令和2年1月15日に北条水系土地改良区、上北条土地改良区、古川沢公民館及び倉吉市で協議を行いました。が、 引き続き意見交換・協議を行い、方向性を検討していきたい と考えております。
上北条土地改良区からの回答	令和2年12月7日	【回答を予約】……（別紙資料2参照） 除塵機管理は、上北条土地改良区に直接関係ないが、古川沢集落の代理人団体として、締結書に押印した。また、この件に関して、他の集落の了解を得ることは極めて困難であるため、貴公民館で解決方法を検討して欲しい。
要望書提出	令和6年5月22日	除塵機の 管理及び維持管理の負担低減となるような対策 を講じて頂きたい。
市の回答	令和6年6月19日	除塵機の維持管理は、引き続き地元でお願いしていきたいと考えておりますが、 維持管理の負担低減について貴公民館と意見交換を行い、方向性を検討させていただきます。
要望書提出	令和7年5月21日	除塵機の 管理及び維持管理の負担低減となるような対策 を講じて頂きたい。
市の回答	令和7年6月12日	除塵機の維持管理（正装及びゴミ処理）は協定書に基づき、引き続き地元でお願いしたいと考えておりますが、 維持管理の負担低減に係る意見交換・協議の場には、市も参加させていただきます。

(2) 除塵機の維持管理内容（令和6年度の活動内容） 別紙参考資料3参照

維持管理期間等	作業内容	作業者
令和6年4月14日	除塵機を排水路底面に巻き下げ作業を行うとともに、サイホン入口の水面に浮いているゴミ等を撤去する。	公民館、農事組合役員
令和6年4月15日 ～ 令和6年10月27日	10班のグループ（4～5人）で、1週間ごとに維持管理を行う（除塵機に引っかかったゴミを撤去し、廃棄する。 大雨、台風時の除塵機上げ下ろし作業	地区住民42名（42戸） ※高齢者世帯は免除 公民館、農事組合役員等
令和6年10月27日	除塵機の巻き下げ作業を行うとともに、サイホン入口の水面に浮いているゴミ等を撤去する。	公民館、農事組合役員

(3) 住人の少子高齢化状況（令和8年4月現在）

現在、除塵機の維持管理に携わっている地区住民42人の平均年齢は、約63才（35才～83才）です。また、10年後には少子高齢化が進み、除塵機に携わることができる住民は30名を割り込んでしまうことが予想されます。この現状を鑑みると**除塵機の維持管理を今までのように行うことは困難な状況になります。**

(4) 除塵機の維持管理負担軽減案（具体的な事例）について

負担軽減案具体例	内 容
① 除塵機に引っかかったゴミの廃棄を業者に委託	<ul style="list-style-type: none"> ・除塵機のゴミ置きスペースに廃棄物を改修するコンテナを設置し、ゴミが一杯になった時に業者がリサイクルセンターに廃棄する。 ・行政が業者の費用を負担する。 ・軽トラックで廃棄（週一回）している負担が軽減。
② 除塵機の維持管理を全て業者に委託	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が業者の費用を負担する。 ・排水路清掃作業時（年2回）は、公民館がゴミ撤去、廃棄を行う。 ・除塵機の維持管理の負担は最小限。
③ 除塵機設置以前の活動に戻す	<ul style="list-style-type: none"> ・除塵機は、常時巻き上げて置く。排水路清掃作業時（年2回）に、除塵機を巻き下げ、農事組合員がゴミ撤去、廃棄を行う。 ・サイホン入口にゴミ等が堆積し、上流排水路の水位が上昇することが想定される時は、堆積しているゴミを撤去する（頻度不明）。 ・除塵機の維持管理の負担は最小限で行政の費用負担なし。

令和元年 11 月 13 日

上北条土地改良区

理事長 山本 公孝 様

上北条土地改良区

理事 岸田 佳人

除塵機の管理の見直しについて（依頼）

平素から、上北条地区の土地改良事業の管理運営にご尽力いただき厚く御礼を申し上げます。

さて、当集落においては当番制で除塵機の管理を行っておりますが、高齢化や後継者不足等により難しくなっており、その対策に苦慮しております。北条水系土地改良区・倉吉市・上北条土地改良区の3者で結ばれた協定書を基本として、当集落が日常管理を引き受けるに至った経緯があるとは存じますが、前述したとおり日常管理の継続が非常に困難な状況であります。

つきましては、除塵機の管理の見直しをしていただき地区住民の負担軽減となるような対策を講じていただくようお願いします。

併せて、次の世代の人たちのためにも改めて文書を取り交わしておくべきものと考えますので、よろしくお取り計らい願います。

古川沢自治公民館様

除塵機管理について

令和2年12月7日

貴公民館よりの除塵機管理について要望がありました件で改良区としての御返答致します。

管理作業については、急速な少子高齢化で大変ご苦勞されておられることは十分理解致すところですが、改良区といたしましては当時の（平成11年11月15日）担当理事会の議事録を見ますと当改良区は、直接には関係ないが古川沢部落の代理人団体として協定書に㊟を押すと記録があります。

また当時の理事（生存者）に聞き取り調査いたしたところ。

（1）貴部落理事より強く要望があり管理は、古川沢部落が行うから押印願いたいとの要望であった。

（2）当時古川沢部落が法人資格がない為㊟を押したのである。

前後の状況を考えますと事業の発案は、古川沢部落が主体で改良区は代理として㊟を押印したものと推察されます。



御承知のように他部落全体を見ましても、貴部落同様少子高齢化、農業離脱等で各部落とも共同作業に苦勞されておられます。

よって、当改良区は、この件で他部落の了解を得ることは極めて困難ですので貴公民館で解決方法を御願いたします。

上北条土地改良区
理事長 山本 公考



除塵機の維持管理状況

<p>除塵機使用期間</p>	<p>4月初旬～10月末（7ヵ月間）</p>
<p>除塵機管理状況</p>	<p>4～5人編成の班により2週間交代で管理（7ヵ月間：15班）。</p>
<p>除塵機稼働前 （4月初旬）</p>	<p>サイホン上流に浮遊しているゴミ（ペットボトル、缶、発砲スチロール、竹等）を網、鍬等で撤去する。その後、巻上げられている除塵機を排水路に設置する（電動巻上げ機で30分程度）。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>除塵機稼働状況</p>	<p>①毎日、除塵機を稼動（30分程度）し、排水路を流下して溜まっているゴミ、草本類等を巻き上げ、横にある集積場に広げる（乾燥させるため）。</p> <p>②日曜日は、分別した可燃ゴミ、草本類を軽トラック等で果樹園等に廃棄し、不燃ゴミ等は、ゴミ集積小屋に持って行く（60～90分程度）。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>豪雨時（4月～10月末）</p>	<p>幹線排水路の水位及び今後予想される降雨量を鑑み、除塵機を巻上げる（電動巻き上げ機で30分程度）。</p>
<p>除塵機巻上げ前 （10月末）</p>	<p>サイホン上流に浮遊しているゴミ（ペットボトル、缶、発砲スチロール、竹等）を網、鍬等で撤去する。その後、除塵機を巻き上げる（電動巻き上げ機で30分程度）。</p>